

介護保険についてのおしらせ

介護保険のサービスを利用した場合、原則としてサービス費用の1割を利用者が負担して、残り9割は介護保険から給付されます。

在宅サービスを利用した場合

自宅で利用するサービス

施設に通って利用するサービス

- ・施設に宿泊して利用するサービス
- ・施設に入居(所)している方へのサービス

サービス費用の1割

+ 食費 + 日常生活費

+ 食費 + 滞在費(居住費) +



日常生活費

施設サービスを利用した場合

施設サービス費用の1割と居住費、食費、日常生活費が利用者負担となります。

サービス費用の1割 + 日常生活費 + 食費 + 居住費

利用者負担額のめやす(月額)

種類	利用者負担額
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	577~1,077円
介護老人保健施設(老人保健施設)	702~993円
介護療養型医療施設(療養病床など)	562~1,388円

※サービス内容や施設によって異なります。このほかに日常生活費、食費、居住費などの負担があります。

居住費(滞在費)、食費のめやす

利用者が負担する額は施設との契約により決まり、施設により異なります。世帯に住民税を課税されている方がいる場合は、下表の金額が標準的な費用となります。

居住費(滞在費)、食費の標準的な利用者負担額

部屋のタイプ	居住費(滞在費)	食費
ユニット型個室	1,970円	1,380円
ユニット型準個室	1,640円	
従来型個室	(1,150円)	
多床室	320円	

※()内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額。

居住費(滞在費)の範囲

ユニット型個室(少人数ごとに共同リビングあり)	室料+光熱水費相当
ユニット型準個室(リビングあるが、完全に隣室と仕切られていない)	室料+光熱水費相当
従来型個室(リビングなし)	室料+光熱水費相当
多床型(相部屋)	光熱水費相当

■所得の低い方は申請すれば、下表の限度額までの負担となります。

所得の低い方の居住費(滞在費)・食費の負担限度額(月額)

段階	対象者	居住費(滞在費)の限度額			食費の限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室	
第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護の受給者等	820円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820円	490円 (420円)	320円	390円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方	1,640円	1,310円 (820円)	320円	650円

申請が必要です

負担の軽減を受けるためには、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、サービスを受けるときに事業者提示することが必要です。

※申請については役場健康福祉課へお問い合わせください。

※()内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額。

※限度額を超えた分は、特定入所者介護サービス費として介護保険から施設に支払われます。

- ・介護保険料を滞納されると給付制限が発生することがありますので、納め忘れにご注意ください。
- ・介護保険についてご不明な点がございましたら、役場健康福祉課(TEL66-5522)または、南部箕蚊屋広域連合(TEL39-6222)へお問い合わせください。

土地境界に関する無料相談会

鳥取県土地家屋調査士会では、無料相談会を下記の要領で実施しますので、お気軽にご利用ください。

日時 平成18年6月25日(日)

午前10時から午後4時まで

会場

西部 米子コンベンションセンター
5階 第4会議室

中部 倉吉体育文化会館
2階 小研修室2

東部 鳥取市福祉文化会館
5階 第2会議室

相談内容

- ・土地境界に関する無料相談
- ・土地の境界に関する相談
- ・土地・建物の表示に関する登記(土地分筆、建物新築等)の相談

相談方法 当日会場で受け付けます

お問い合わせ先

鳥取県土地家屋調査士会事務局
TEL 0857-22-7038

違法なナンバープレートカバーの 取り付けは交通違反です

6月1日(木)から、ナンバープレートに、赤外線を吸収し、または反射するためのカバーを取り付けまたは付着させて、大型自動車・普通自動車(ミニカーを除く)・大型特殊自動車を運転すると交通違反となります。

反則金等は、

罰金 5万円以下の罰金

反則金 大型自動車 7,000円

大型特殊自動車 7,000円

普通自動車 6,000円

で、違反点数はありません。



ご寄贈ありがとうございました

○AED(自動体外式除細動器)

寄贈者 株式会社 大和

代表取締役 中井 巧様

この度、次のご意思で寄贈いただきました。

テレビで救急車が間に合わずに子どもたちが死亡する事例が紹介されていました。子どもは地域の宝です。AEDの全国の学校での普及率は、高校24%、中学校9%、小学校4%といわれています。早急な対策が必要だと思います。

そこで、この度西伯小学校に寄贈させていただきました。備えあれば憂いなし。子どもたちの安全のため、ぜひ役立ててください。

AED(自動体外式除細動器)

は、心臓が突然停止したときに電気ショックを与えて心臓の動きを取り戻すものです。心停止した場合、救急車が来るまでに一刻でも早い対応をすることが重要で、救命率を上げることにつながります。心肺蘇生法とあわせて実施することにより大きな効果があります。

従来は資格のある人しか使用できませんでしたが、法律改正により一般の人でも使用することができるようになり、救命の機会が広がりました。

○図書購入費 100,000円

寄贈者 南部中学校第9期

卒業生一同様

南部町学校図書の実践のため

○図書購入費 100,000円

寄贈者 株式会社 タナカ

代表取締役 田中善照様

南部町立図書館図書充実のため

○会見第二小学校案内看板制作建立用材料、労務

寄贈者 有限会社 会見設備

代表取締役 梅原克子様

児童卒業記念制作にかかもの

裁判所事務官採用Ⅲ種試験

受験資格

昭和60年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方

お申し込み期間

7月10日から7月18日まで

申込書配布場所

全国の裁判所

採用予定人員

中国地方約5人(全国約50人)

第1次試験

9月10日(日)

教養試験・適性試験・作文試験

第2次試験

10月10日から20日までの指定日

口述試験

お問い合わせ先

鳥取地方裁判所事務局総務課
人事第一係

TEL 0857-22-2171

(内線315)

〒680-0011鳥取市東町2-223

http://www.courts.go.jp

平成18年度 税務職員募集

受験資格

昭和61年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方

試験の程度 高校卒業程度

お申し込み期間

6月20日から6月27日まで

お申し込み先

受験しようとする第1次試験地を担当する人事院地方事務局

第1次試験

9月3日(日)

教養試験・適性試験・作文試験

第2次試験

10月12日から19日までの指定日

人物(面接)試験、身体検査

お問い合わせ先

広島国税局総務部人事第二課試験研修係

TEL 082-221-9211

(内線3743)

〒730-852広島市中区上八丁堀6-30

http://www.hiroshima.nta.go.jp